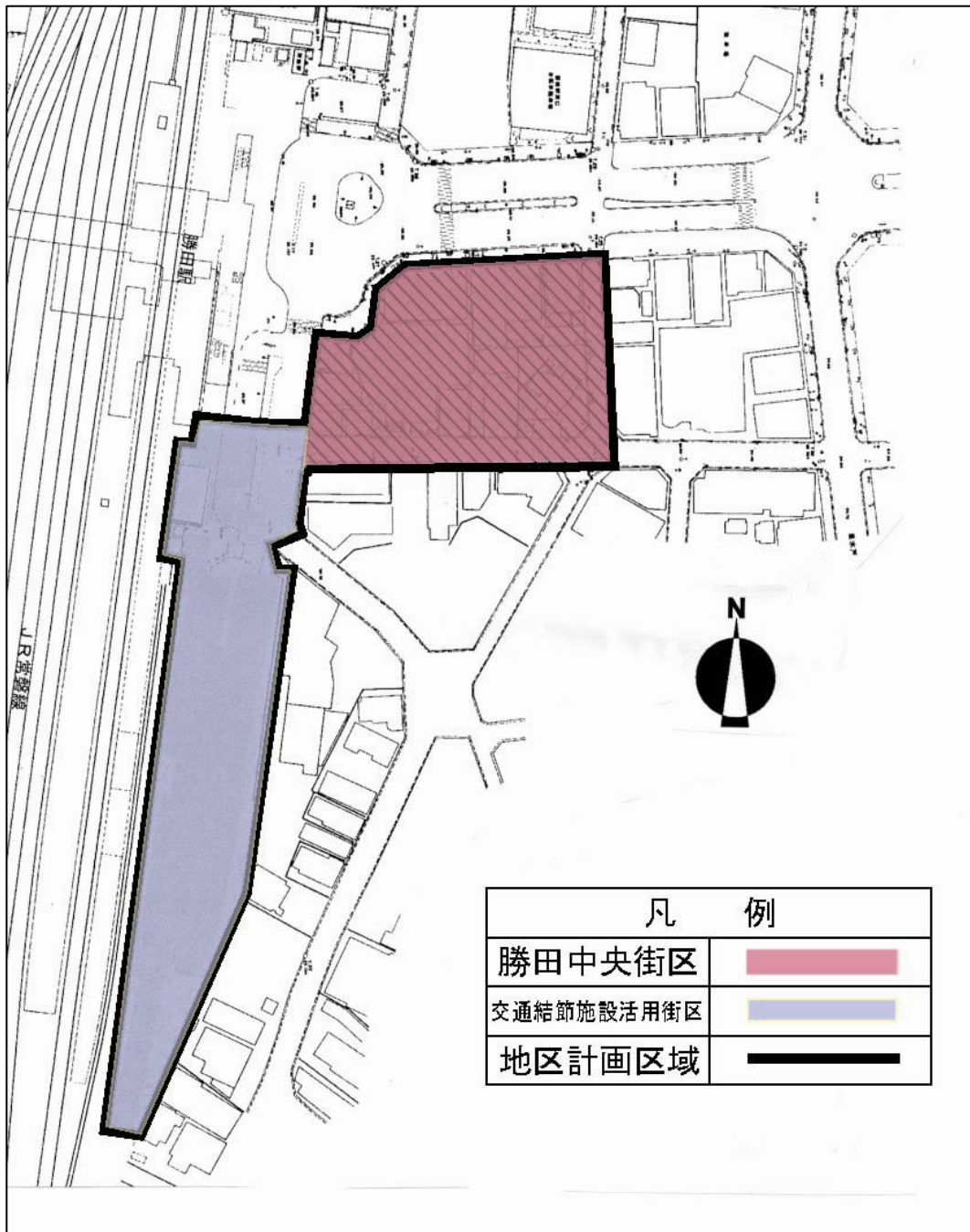


勝田駅東口南地区 地区計画

対象地区

- ① 勝田中央街区（約 0.4ha）
- ② 交通結節施設活用街区（約 0.5ha）



建築物等の制限について

地区の 区分	名 称	勝田中央街区 (商業地域)	交通結節施設活用街区 (商業地域)
	面 積	約 0.4ha	約 0.5ha
建築物等に関する事項	建築物の用途 の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>① 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に付属するものを除く）</p> <p>② 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く）</p> <p>③ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの</p>	(用途地域のとおり)
	建築物の高さ の最高限度	建築物の高さは、40mを超えてはならない。 (機械室、屋上広告等を除く)	
	建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋外から望見される部分は、美観などを良好に保つため、周辺との調和に配慮し刺激的な色彩又は装飾は用いないこととする。	